

みつはし社会保険労務士事務所
社会保険労務士 三橋 知香枝
〒158-0092 東京都世田谷区野毛 2-25-11
TEL : 050-3702-7733 FAX : 050-3730-2054
Mail : mitsuhashi@setgaya-sr.tokyo
<http://setgaya-sr.main.jp/>

今月のテーマ

- 氷河期積極雇用へ企業助成
- 健康保険の被扶養者認定に国内居住要件

氷河期積極雇用へ企業助成

東京都内で約 11 万から 12 万人と推計される「就職氷河期世代」の非正規雇用や無職の人々に対する支援策として、東京都は、正規雇用や育成に関する企業への助成金支給や、都職員の採用試験などを実施する方針を固めました。

助成金の支給事業では、正社員としての雇用や定着を図るための育成計画の策定や研修を実施した事業者に最大で 90 万円を助成。年間 300 事業所への支給を想定し、約 3 億円を予算化します。都職員の採用試験は 30 代半ばから 40 代半ばを対象として 20 年秋に実施し、約 4 千万円が盛り込まれる見通しです。

健康保険の被扶養者の認定に国内居住要件が追加

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令が令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、「健康保険の被保険者に扶養されている者（被扶養者）」の認定要件に新たに国内居住要件が追加されることになりました。

国内居住要件は、住民票があるかどうかで判断され、住民票が日本国内にある方は原則、国内居住要件を満たすものとされます。このため、例えば、当該被扶養者が一定の期間を海外で生活している場合も、日本に住民票がある限りは、原則として国内居住要件を満たすこととなります。

日本国内に住所がないとしても、外国に一時的に留学をする学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者等については、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、国内居住要件の例外として取り扱われます。

【国内居住要件の例外となる方】

- (1) 外国において留学をする学生
- (2) 外国に赴任する被保険者に同行する者
- (3) 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的での一時的な海外渡航者
- (4) 被保険者の海外赴任期間に当該被保険者との身分関係が生じた者で、(2)と同等と認められるもの
- (5) (1)から(4)までに掲げられるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者。